

○寒川町ふれあいセンター条例施行規則

平成14年12月18日

規則第28号

改正 平成17年9月27日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町ふれあいセンター条例(平成14年寒川町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第7条第1項の承認を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、寒川町ふれあいセンター利用申込書(第1号様式)により指定管理者(条例第3条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に申し込まなければならない。

(平17規則21・旧第4条繰上・一部改正)

(利用承認の通知)

第3条 指定管理者は、前条の規定による申込みがあつた場合は、内容を審査し、寒川町ふれあいセンター利用承認等通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(平17規則21・旧第5条繰上・一部改正)

(遵守事項)

第4条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的に施設又は設備(以下「施設等」という。)を利用しないこと。
- (2) 附属設備をセンター外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲示し、若しくははり付け、文字等を書き、又は釘類を打たないこと。

- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく火気を使用しないこと。
- (6) 所定の場所以外での飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 許可なく寄附金の募集又は物品の販売を行わないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 指定管理者の指示に従うこと。

(平17規則21・旧第6条繰上・一部改正)

(原状回復義務)

第5条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、利用した施設等を原状に復し、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(平17規則21・旧第7条繰上・一部改正)

(管理上の立入り)

第6条 利用者は、指定管理者が管理上特に必要があつて施設への立入りを要求したときは、拒むことはできない。

(平17規則21・旧第8条繰上・一部改正)

(損傷等の届出)

第7条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平17規則21・旧第9条繰上・一部改正)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、町長が定める。

(平17規則21・旧第10条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の寒川町ふれあいセンター条例施行規則の規定によつてなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の寒川町ふれあいセンター条例施行規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

第1号様式(第2条関係)

寒川町ふれあいセンター利用申込書			
年 月 日			
(あて先)指定管理者			
住 所			
申込者 氏 名			
〔団体の場合は、名称及び代表者氏名〕			
電 話			
次のとおり寒川町ふれあいセンターの利用を申し込みます。			
利 用 の 日 時	年 月 日から 年 月 日まで 午前／午後 時 分から 午前／午後 時 分まで		
利 用 の 目 的			
利用する施設		利 用 人 員	人
上記申込みに基づき、次のとおり決定してよろしいか。	起 案 ・ ・		
	決 裁 ・ ・		
決定区分 ☐ 承認する ☐ 承認しない	通 知 ・ ・		
承認しない理由	課 長	副主幹等	主 任

第2号様式(第3条関係)

寒川町ふれあいセンター利用承認等通知書	
年 月 日	
様	
指定管理者 印	
次のとおり寒川町ふれあいセンターの利用について通知します。	
決 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない
利 用 の 日 時	年 月 日から 年 月 日まで 午前／午後 時 分から 午前／午後 時 分まで
利用する施設	
備 考	

第1号様式(第2条関係)

(平17規則21・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(平17規則21・一部改正)